

名古屋市感震ブレーカー設置促進に係る助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、震災時における被害の減少と自助・共助による市民・地域の防災力向上を図るため、感震ブレーカーの設置を進め、特に延焼火災の危険性が高い、木造住宅密集地域の感震ブレーカー器具助成及び取付助成等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 感震ブレーカー

一般財団法人日本消防設備安全センターによる消防防災製品等推奨証の交付を受けている簡易タイプ及びコンセントタイプのものをいう。

(2) 器具助成

名古屋市が委託した事業者（以下、「事業者」という。）が対象器具を申請者の自宅まで配送（発送）し、その器具及び配送等に係る費用の一部を名古屋市の負担において行うことをいう。

(3) 事前訪問相談

事業者を派遣し、分電盤に適合する感震ブレーカーの種類の提案を名古屋市の負担において行うことをいう。

(4) 取付助成

事業者を派遣し、対象の感震ブレーカー器具の取付を名古屋市の負担において行うことをいう。

(5) 木造住宅密集地域

別表に定める地区をいう。

(対象者)

第3条 この事業の利用対象者（以下「対象者」という。）は、木造住宅密集地域に在住している世帯とする。なお、事前訪問相談及び取付助成を受ける者は、居住要件に加え、次の各号に該当する者のみで構成される世帯を対象とする。

- (1) 65 歳以上の高齢者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者
- (3) 愛護手帳の交付を受けている者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (5) 介護保険法による要介護者又は要支援者
- (6) 中学生以下の者
- (7) その他市長が認める者

(事前訪問相談受付)

第 4 条 事前訪問相談を希望する者（以下「相談者」という。）は、名古屋市が指定する方法により事業者へ依頼するものとする。

(事前訪問相談の実施)

第 5 条 事業者は、相談者が対象者であることを確認の上、訪問を行うものとする。事業者は訪問時に、名古屋市感震ブレーカー設置促進に係る助成事業協力者証明書（第 1 号様式）を携帯するものとする。

2 事業者は、感震ブレーカー事前訪問相談同意書兼確認書（第 2 号様式）により感震ブレーカーの種類の提案についての同意を受け、分電盤の種類や設置状況等を調査するものとする。

3 事業者は、事前訪問相談時には、相談者の立会いを受けるとともに、感震ブレーカー事前訪問相談同意書兼確認書にて分電盤に適合する感震ブレーカーの種類を提案し、確認欄に利用者の記名を受けけるものとする。

4 事業者は、感震ブレーカー事前訪問相談提案書（第 3 号様式）を相談者に交付するものとする。

(申請)

第 6 条 器具助成及び取付助成を希望する者（以下「申請者」という。）は、名古屋市が指定する申請書により市長に申請するものとする。

(利用決定)

第 7 条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し事業利用の可否を決定して、名古屋市感震ブレーカー設置促進に係る助成事業利用決定（却下）通知書（第 4 号様式）により申請者に通知する。

(助成の方法)

第 8 条 市長は、前条の決定をしたときは、器具の配送（発送）又は事業者を派遣するものとする。事業者は派遣時に、名古屋市感震ブレーカー設置促進に係る助成事業協力者証明書（第 1 号様式）を携帯するものとする。

2 事業者は、前条の決定を受けた者（以下「利用者」という。）の同意を得て器具の種類や取付箇所等を調査し、感震ブレーカー器具取付同意書兼確認書（第 5 号様式）により器具の取付についての同意を受けるものとする。

3 事業者は、器具の取付には、利用者の立会いを受けるとともに、当該取付完了後、感震ブレーカー器具取付同意書兼確認書の確認欄に利用者の記名を受けけるものとする。

4 利用者の責に帰することのできない事由により、取付箇所から器具が外れ、利用者が再取付を希望する場合、事業者と調整の上、対応について決定するものとする。

5 前項の規定により再取付を行う場合は、第 1 項から第 4 項までの規定を準用する。

（費用負担）

第 9 条 前条の助成は、第 3 条で規定する世帯ごとに器具 1 個（セット）分までとする。

2 器具の購入代金は、名古屋市と利用者が負担するものとする。ただし、名古屋市の負担上限額は器具 1 個（セット）あたり 3,000 円とする。

3 送料が生じる場合は、名古屋市が負担するものとし、事業者と調整のうえ決定するものとする。

（決定の取消し）

第 10 条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 7 条による決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により第 7 条の決定を受けた場合

(2) 器具の取付時において、第 3 条に規定する要件を満たさない場合

(3) その他市長が必要と認める場合

（実施報告）

第 11 条 事業者は、事前訪問相談が完了したときは、名古屋市感震ブレーカー設置促進に係る助成事業実施報告書（事前訪問相談）（第 6 号様式）を作

成しなければならない。また、器具の配送（発送）が完了したときは、名古屋市感震ブレーカー設置促進に係る助成事業実施報告書（配送・発送）（第 7 号様式）、取付が完了したときは、名古屋市感震ブレーカー設置促進に係る助成事業実施報告書（取付）（第 8 号様式）、再取付が完了したときは、名古屋市感震ブレーカー設置促進に係る助成事業実施報告書（再取付）（第 9 号様式）を作成しなければならない。

- 2 事業者は、前項の報告書を作成したときは、月末までの状況をまとめて市長に報告しなければならない。

（利用回数の制限）

第 12 条 この事業を利用することができるのは、1 世帯につき 1 回限りとする。なお、過去に名古屋市感震ブレーカー設置助成金交付要綱に基づく助成金を利用した場合も同様にみなす。

（団体申請の特例）

第 13 条 複数の者が助成を希望する場合は、名古屋市が指定する申請書を提出することで市長への申請を行うこともできるものとする。

- 2 申請後の取り扱いについては、第 7 条及び第 8 条の規定を準用する。

（秘密の保持）

第 14 条 事業者は、本事業実施にあたって知り得た情報について、管理を徹底するとともに、他に洩らしてはならない。

（免責）

第 15 条 この事業により器具の取付けを行ったこと等により、利用者に被害又は損害が生じても、名古屋市及び事業者は、その損害賠償等の責めを負わないものとする。

（委任）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（要綱第 5，8 条関係）

NO.

名古屋市感震ブレーカー設置促進に係る助成事業

協力者証明書

年 月 日発行

名古屋市長

第2号様式（要綱第5条関係）

感震ブレーカー事前訪問相談同意書兼確認書

同意事項

- ・事前訪問相談の提案を踏まえて感震ブレーカーの申請をしたこと等により、相談者に損害が発生した場合や、設置後に発生した地震や通電火災等の災害で負傷又は死亡した場合において、名古屋市及び事前訪問相談事業者は、一切の責任を負いません。
- ・事前訪問相談の提案を踏まえて申請した器具の返品や返金、また、転売や流用はいたしません。
- ・名古屋市で実施している感震ブレーカーの助成金や助成事業を過去に利用していません。
- ・器具が作動した場合でも、生命の維持に直結するような医療機器等の電源が確保されるよう対策をしています（設置している方のみ）。
- ・現状回復義務の必要性等から、貸主等との相談や了承を得ています（賃貸にお住まいの方のみ）。
- ・当該助成制度を適正に履行できない場合は、器具を返還します。

☐ 上記事項に同意し、提案を受けることに同意します。

____年 ____月 ____日

《提案内容》

- | | | |
|---------------------------------|--|------------------------------|
| ☐ おもり玉式 | ☐ バネ式 | ☐ 電池式 |
| ☐ コンセント式 | ☐ 簡易タイプの提案器具なし | |
| | <div style="display: flex; align-items: center;"><div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">{</div><div style="flex-grow: 1;">☐ 分電盤タイプを提案
☐ コンセントタイプを提案</div><div style="font-size: 3em; margin-left: 10px;">}</div></div> | |

上記感震ブレーカーの種類の提案を確認しました。

____（相談者）住所

____氏名

第 3 号様式（要綱第 5 条関係）

感震ブレーカー事前訪問相談提案書

以下の感震ブレーカーの種類を提案致します。

《提案内容》

☐ おもり玉式

☐ バネ式

☐ 電池式

☐ コンセント式

☐ 簡易タイプの提案器具なし

☐ 分電盤タイプを提案
☐ コンセントタイプを提案

（提案者）

第4号様式（要綱第7条関係）

第 号
年 月 日

様

名古屋市長

名古屋市感震ブレーカー設置促進に係る助成事業利用決定（却下）通知書

年 月 日付で利用申請のありました名古屋市感震ブレーカー設置促進に係る助成事業について、名古屋市感震ブレーカー設置促進に係る助成事業実施要綱第5条の規定により、次のとおり通知します。

記

1 決定

2 却下

(1) 要件に適合しなかったため。

(2) その他

()

第5号様式（要綱第8条関係）

感震ブレーカー器具取付同意書兼確認書

同意事項

- ・助成制度を利用して器具の取付けを行ったこと等により、利用者に損害が発生した場合や、取付後に発生した地震や通電火災等の災害で負傷又は死亡した場合において、名古屋市及び取付事業者は、一切の責任を負いません。
- ・感震ブレーカー器具の返品や返金、また、転売や流用はいたしません。
- ・名古屋市で実施している感震ブレーカーの助成金や助成事業を過去に利用していません。
- ・器具が作動した場合でも、生命の維持に直結するような医療機器等の電源が確保されるよう対策をしています（設置している方のみ）。
- ・現状回復義務の必要性等から、貸主等との相談や了承を得ています（賃貸にお住まいの方のみ）。
- ・当該助成制度を適正に履行できない場合は、器具を返還します。
- ・設置後の器具に関することは、各メーカーの問い合わせ窓口までお尋ねください。

☐ 上記事項に同意し、感震ブレーカー器具の取付けを行うことに同意します。

年 月 日

上記器具の取付けを確認しました。

(利用者) 住所

氏名

第 6 号様式（要綱第 11 条関係）

年 月 日

名古屋市長

事前訪問相談事業者

名古屋市感震ブレーカー設置促進に係る助成事業実施報告書（事前訪問相談）

名古屋市感震ブレーカー設置促進に係る助成事業実施要綱第 5 条の作業が完了したため、同要綱第 11 条の規定により、関係資料を添えて報告します。

第 7 号様式（要綱第 11 条関係）

年 月 日

名古屋市長

配送（発送）事業者

名古屋市感震ブレーカー設置促進に係る助成事業実施報告書（配送・発送）

名古屋市感震ブレーカー設置促進に係る助成事業実施要綱第 8 条の作業が完了したため、同要綱第 11 条の規定により、関係資料を添えて報告します。

第 8 号様式（要綱第 11 条関係）

年 月 日

名古屋市長

取付事業者

名古屋市感震ブレーカー設置促進に係る助成事業実施報告書（取付）

名古屋市感震ブレーカー設置促進に係る助成事業実施要綱第 8 条の作業が完了したため、同要綱第 11 条の規定により、関係資料を添えて報告します。

第 9 号様式（要綱第 11 条関係）

年 月 日

名古屋市長

再取付事業者

名古屋市感震ブレーカー設置促進に係る助成事業実施報告書（再取付）

名古屋市感震ブレーカー設置促進に係る助成事業実施要綱第 8 条の作業が完了したため、同要綱第 11 条の規定により、関係資料を添えて報告します。